

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

株式会社 北海道エコシス
氏名 代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和7年3月5日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可（許可の更新）申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
事業 の 範 囲	収集・運搬、中間処理、最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物・家庭系一般廃棄物
許可期間		令和 7年 3月19日から 令和 9年 3月18日まで
収集運搬業にあつては一般廃棄物の収集を行うことができる区域		池 田 町 一 円
許可の条件		収集した廃棄物の運搬先 十勝圏複合事務組合くりりんセンター 十勝川流域下水道浄化センター

令和7年3月13日

池田町長 安 井 美 裕



浄化槽清掃業許可証

住所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

株式会社 北海道エコシス
氏名 代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和7年3月5日に申請のあった浄化槽清掃業の許可申請については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許可の期間	令和7年3月19日から令和9年3月18日まで

令和7年3月13日

池田町長 安井 美裕



(注意事項)
この許可証は、浄化槽法第39条に規定する標識として使用することはできません。